

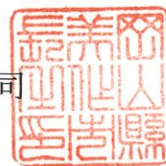


美作市告示第 57 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条の規定により、次のとおり収納の事務を委託したので、同令による改正前の地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

美作市長 萩 原 誠 司



1 収納事務委託事業者の名称及び所在地

名称	所在地
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2 丁目 2 番 1 号 京橋エドグラン 13F
株式会社あるやうむ	北海道札幌市北区北 38 条西 6 丁目 2 番 23-302 号

2 収納事務委託事業者に納付させる歳入
寄附金（ふるさと美作応援寄附金）

3 委託をした日
令和 7 年 4 月 1 日

4 委託の期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで